

弁護士費用説明書(家事)

弁護士が、訴訟・調停・交渉等の依頼を受け、これをお引き受けした場合に、依頼者の方に請求させていただく費用の主なものには、「着手金」「成功報酬金」「実費」などがあります。なお、別途消費税をご負担いただきます。

1 着手金と成功報酬金

(1) 着手金: 案件をお引き受けした時に、その案件を処理するために請求させていただく費用です。なお、結果の如何にかかわらず、お返しすることはいたしません。

成功報酬金: お引き受けした案件が終了した時に、その結果(調停成立・勝訴等)に応じて請求させていただく費用です。訴訟で全部敗訴した時は、成功報酬金は請求いたしません。

(2) 費用の基準

① 離婚等身分関係に関する事件

	着手金	成功報酬金
調停・交渉事件	30万円～	30万円～
訴訟事件	40万円～	40万円～

② 経済的利益の算定が可能なもの ex. 遺産分割事件、遺留分侵害額請求事件

当事務所では、従前の日本弁護士連合会報酬規程を踏襲して、依頼者の方が受ける経済的利益(例えば、請求の対象となる財産の評価額)に以下の表のとおり一定の割合を乗じて算出することになっています。

なお、事案の内容等により基準額の30%の範囲内で増減額させていただくことがあります。

経済的利益	着手金	成功報酬金
300万円未満	8% (最低10万円)	16%
300万円～3000万円	5%に9万円加算	10%に18万円加算
3000万円～3億円	3%に69万円加算	6%に138万円加算
3億円以上	2%に369万円加算	4%に738万円加算

[例] 経済的利益が1000万円の場合 着手金: $1000 \times 0.05 + 9 = 59$ 万円

成功報酬金: $1000 \times 0.10 + 18 = 118$ 万円

③ 訴訟手続における着手金は、原則として審級ごとに請求させていただきます。従って、第一審終了後に第二審も受任する場合には、第二審としての着手金を請求させていただきます。但し、この場合には第一審の成功報酬金は請求いたしません。

(3) 交渉や調停から訴訟に移行する場合には、訴訟に移行する時に、上記(2)の表に基づき算出された着手金額の30%増の金額と既に支払っていただいた着手金の金額との差額を上限として、追加の着手金を請求させていただきます。

2 実費等

(1) 実費とは、関係資料取り寄せの費用・訴訟の費用(収入印紙代、予納切手代など)・交通費・宿泊費・通信費・コピー代などです。これについては、適宜お支払いいただくことになります。

(2) 出張を要する場合には、別途1日5万円を上限として「日当」を請求させていただきます。

3 手数料・法律相談料

(1) 遺言書の作成、相続放棄申述受理の申立て、後見等開始の審判申立てなどの場合には、上記(2)の算定基準とは異なる基準に従って手数料を請求させていただきます。

(2) 法律相談料は、1時間以内1万円、以後30分毎に5000円とさせていただきます。

着手金・実費をお支払いいただけない場合には、弁護士は事件の処理に着手することが原則としてできませんので、ご了解下さい。なお、ご不明の点があれば、遠慮なくお尋ね下さい。

銀座新明和法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座7丁目16番14号 銀座イーストビル7階

TEL 03(3543)8711 FAX 03(3543)8712